무너	丰.	2
カリ	衣	

ア河川名	イ 区域	ウ 期間
杖立川	熊本県阿蘇郡小国町大字上田字坂本堰堤より上流同町赤とうぐ	1月1日から
(上田)	うまでの区域	12月31日まで
杖立川	熊本県阿蘇郡小国町大字上田字寺尾橋から 360 mの間	同上
(上田)		
杖立川	熊本県阿蘇郡小国町大字北里沖の田堰堤より上流尻江田橋まで	同上
(北里)	の区域	
杖立川	熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕字蓬莱蓬莱橋を中心とした上流タ	同上
(黒渕)	カゴ渕から下流 山角橋までの区域	
杖立川	熊本県阿蘇郡小国町大字下城字湯鶴県境より上流ゆかだ渕まで	同上
(下城)	の区域(やな漁業を除く)	
杖立川	熊本県阿蘇郡小国町大字宮原水源地堰堤より上流とろけ渕まで	同上
(宮原)		
杖立川(下	熊本県阿蘇郡小国町大字下城字湯鶴ゆかだ渕上流より宮原土田	あゆ放流日からあゆ解禁
城)	滝までの区域 (網漁業以外の漁業を除く)	日まで
杖立川	熊本県阿蘇郡小国町大字下城字本村橋から上流宇土橋までの区	1月1日から12月31日
(下城)	域(網漁業以外 の漁業を除く)	まで
志賀瀬川	熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺字荒倉橋から下流竹熊橋まで	同上
(満願寺)	の区域	
中原川	熊本県阿蘇郡南小国町大字中原轟橋から下流 300 mの区域	同上
(中原)		
中原川	熊本県阿蘇郡南小国町大字中原瓜上橋から下流和田(中原小学	同上
(中原)	校前堰堤)まで 500 mの区域	

別記様式第1号

遊漁承認申請書

平成 年 月 日

小国漁業協同組合

代表理事組合長様

住所

氏名

印

下記のとおり承認を受けたいから、小国漁業協同組合第5種共同漁業に関する内共第8号共同漁業権遊漁規則第2条の規定に基づき申請します。

記

- 1 漁獲物の種類
- 2 漁業の方法
- 3 採捕区域または場所
- 4 採捕期間

別記様式第2号

遊漁承認証

ΝO

下記のとおり遊漁を承認します。

記

遊漁者 住所

氏名 年齢 才

承認期間

魚種

漁具・漁法 遊漁料 注意事項 1 2 3 小国漁業協同組合

別記様式第3号

竜北町漁業協同組合内共第9号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合が免許を受けた内共第9号第5種共同漁業権にかかる漁場 (以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象 となっている水産動植物(こい、うなぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」 という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認 を受けなければならない。
 - 2 前項の規定による申請は、竿釣又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
 - 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣又は投網による遊漁の場合には、第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
 - 4 第1項の承認を受けた者は直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の規模の範囲内において工欄の区域及びオ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア 漁業の名称	ケーイ 漁業の方法	ウ 統数規模	工 区域	才 期間
こい漁業	竿釣	制限 しない	内共第9号漁場内	1月1日から12月31日まで
	投網	網目 2cm 以上		組合が定めた期日
うなぎ漁業	竿釣	制限しない	,,,	1月1日から12月31日まで
	竹筒	100 統まで	"	組合が定めた期日

(漁具の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁場は、それぞれイ欄に掲げる規模又は大きさの漁具を使用してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁具の規模又は大きさ
こい漁業	バクダン釣り
うなぎ漁業	投網~網目 3cm 未満のもの

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。但し、未就学の幼児及び小学生は無料、中学生及び肢体不自由者(70 才以上の老齢者)はそれぞれ規定する額の2分の1に相当する額とする。

熊

(1) 竿釣りによる遊漁の場合

魚種		漁具漁法	遊漁料の額	
21)	竿釣	竿釣 徒歩		200 円
			年	1,000 円
		船使用	日	500 円
			年	6,000 円
うなぎ	竿釣		年	3,000 円
	竹筒		年	10,000 円

(2) その他の場合

魚種	漁具漁法		遊漁料の額
2/3	投網 (臨時)	徒歩	2,000 円
		船打	4,000 円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所において納付するものとする。 但し、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁する場所において漁場監視人に納付することができる。

住所 熊本県八代郡竜北町大字網道 969-12 竜北町漁業協同組合

(遊漁承認証に関する事項)

- 第6条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第1号の遊漁承 認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。
 - 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第7条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があった ときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第8条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。
 - 2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、 又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合遊漁者がすでに納付した遊 漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、平成16年1月1日から施行し、免許の存続期間適用する。

様式第1号

遊漁承認証

表

		埃洛 亚 到 紅	No.
下	記	遊漁承認証 のとおり遊漁を承記 記	忍します。
ì	遊	(住所)	
ì	漁		
Ė	者	(氏名)	(年令)
魚漁遊遊	種具	*. *	
光	11	漁業協同組合	印

1	注意事項
2. ······· 3. ·······	

裏

様式2号

漁場監視員証

表

裏

3 FL 10 D 33

漁場監視員証 下記の者は当組合の漁場監視員で あることを証明する。

住所 (年齢)

有効期間

発行者

漁業協同組合

印

No

	注	意	事	項	
1.	 				
3.	 				

鏡町漁業協同組合内共第10号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第10号第5種共同漁業権に係わる漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(こい・ふな・ぼら・うなぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場の区域において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を 受けなければならない。
 - 2 前項の規定による申請は、手釣・竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
 - 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣・竿釣による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
 - 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を、同条第2項の方法 により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の規模の範囲内において、工欄の区域及びオ欄の期間中でなければ、遊漁してはならない。

E-1 1 1 1 - 1 - 1	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 /2 T 1 1 1 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	7 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	, XE I/M 101 - 51 - 51
ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ統数	工 区域	才 期間
こい漁業	手釣・竿釣・投	制限なし	内共第 10 号漁場	1月1日から
ふな漁業	網・徒網・う			12月31日迄
ぼら漁業	ざ・たも網			
うなぎ漁業	手釣・竿釣	制限なし	"	n,

(漁具の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁業は、イ欄に掲げる規模又は大きさの漁具を使用しては ならない。

ア 漁業の名称	イ 漁具の規模又は大きさ
こい漁業	投網・網目 2cm 未満のもの
ふな漁業	
ぼら漁業	
うなぎ漁業	

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。但し、第1号の場合において、遊漁者が未就 学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の 2分の1に相当する額とする。